

第 2 章 接続会計整理手順

2. 1 会計決算データ等の入手

接続会計における処理は、設備区分別の費用等の基となる会計決算データ、費用及び資産の帰属に用いる帰属基準データ入手から始まり、接続会計規則及び取扱要領の定めに基づき行っている。

具体的には以下のとおりである。

(1) 会計決算データ

接続会計に用いる会計決算データは、会計規則の定めに従って整理された電気通信事業の資産、費用及び収益であり、会計規則に定める勘定科目に従って当社が定める区分別に集計したデータを入手する。本データの減価償却費及び固定資産除却費は、当社の財産管理における最小単位の細分個々に割当計算をしている。

(2) 帰属基準データ

帰属基準データには、支出額比、取得固定資産価額比等の会計決算データより取得するものと、占有面積比、故障件数比等の個別の調査により取得するものの2種類を用いている。

なお、接続会計規則第6条に則り、光信号の伝送に係る費用及び資産を総務省令で定める区域毎に整理するためのデータを入手している。また、接続会計規則第12条に則り、上記の会計決算データ、帰属基準データ及び本書の手順に基づく処理における算定の記録を毎事業年度経過後5年間保存することとしている。

2. 2 活動及び活動支援への帰属

会計決算データの費用及び資産については、設定された活動及び活動支援へ帰属する。
なお、設定された活動及び活動支援のうち光信号の伝送に係る費用及び資産については、総務省令で定める区域ごとに整理するための帰属を行っている。

(注) 第2章中において必要な手順については同様

また、他事業者及びユーザが個別に負担している費用のうち、個別把握が困難なものは、収入相当額を費用とみなし控除している。

帰属について図示すると図2. 2のとおりである。

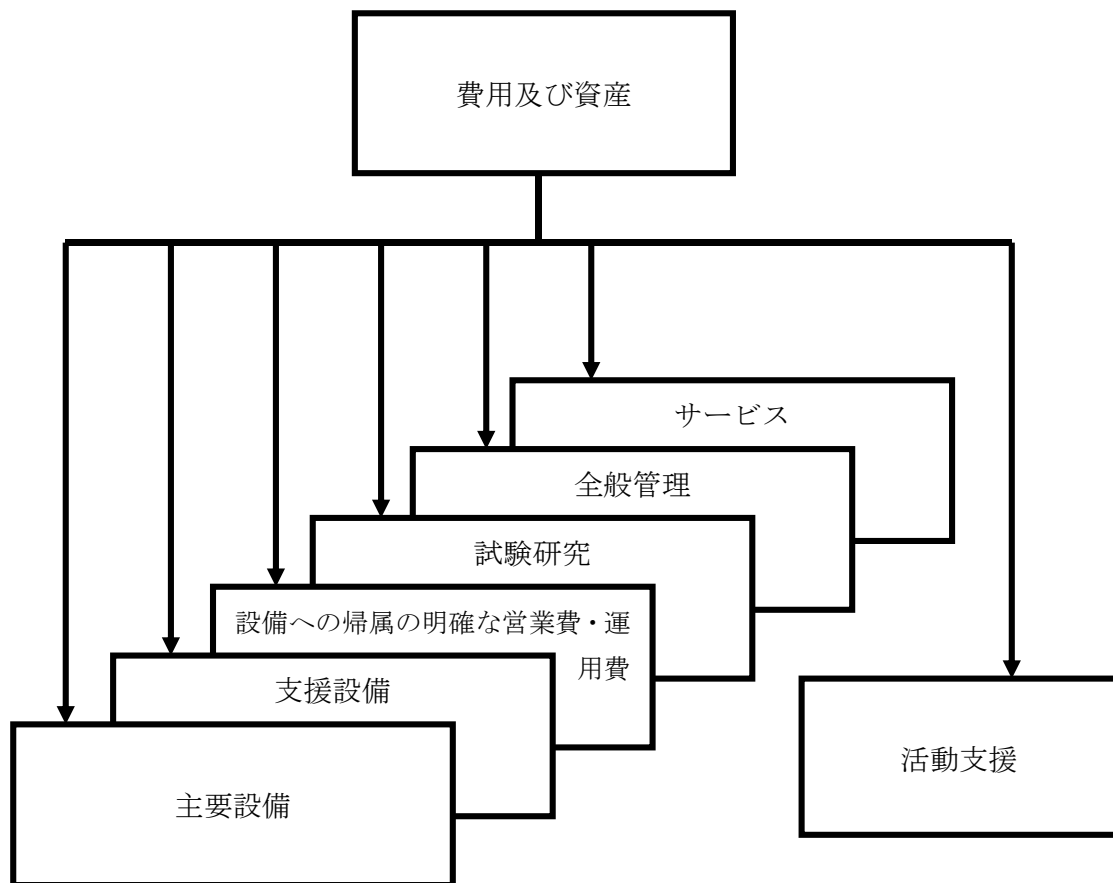


図2. 2

2. 2. 1 費用の活動及び活動支援への帰属

(1) 営業費の帰属

電気通信役務の提供に関する申込の受理、電気通信役務の料金の収納及び電気通信役務の販売活動並びにこれらに関連する業務に必要な費用は原則として「サービス活動」へ帰属する。一部「設備への帰属の明確な営業費・運用費」へ帰属するものを以下に一覧で示す。

・販売サポート・一般営業

加入者回線の営業活動及びデータベース管理費用であり、調査により加入者回線のデータベース管理費用とそれ以外の費用に区分し、前者は設備への帰属の明確な営業費・運用費の回線データベース管理、後者はサービス活動へ帰属する。

・販売サポート・一般営業（接続）

相互接続に関するデータベース管理費用及び受付等に関わる費用であり、設備への帰属の明確な営業費・運用費の回線データベース管理へ帰属する。

・販売サポート・専用線

専用線等の営業活動及びデータベース管理費用であり、調査により専用回線等のデータベース管理費用とそれ以外の費用に区分し、前者は加入数比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の専用線回線管理、回線データベース管理及びサービス活動、後者はサービス活動へ帰属する。

・注文受付

注文受付に必要な費用であり、調査により接続管理にかかる費用とそれ以外の費用に区分し、前者は設備への帰属の明確な営業費・運用費の回線データベース管理、後者はサービス活動へ帰属する。

・出納

料金受入業務に必要な費用であり、調査及び料金請求件数比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の専用線回線管理、回線データベース管理及びサービス活動へ帰属する。

・料金・請求書編集

請求書の編集、作成、発行に関わる費用であり、調査及び料金請求件数比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の専用線回線管理、回線データベース管理及びサービス活動へ帰属する。

- ・料金・専用線

専用線等の料金業務に関わる費用であり、料金請求件数比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の専用線回線管理、回線データベース管理及びサービス活動へ帰属する。

- ・料金・専用線（接続）

専用線の接続料金に関わる請求・収納業務の費用であり、設備への帰属の明確な営業費・運用費の専用線回線管理へ帰属する。

- ・企画・一般営業

営業に関わる企画業務の費用であり、支出額比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の回線データベース管理、専用線回線管理及びサービス活動へ帰属する。

- ・企画・専用線

専用線等の営業に関わる企画業務の費用であり、支出額比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の専用線回線管理、回線データベース管理及びサービス活動へ帰属する。

- ・共通営業

営業に関わる共通業務の費用であり、支出額比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の回線データベース管理、専用線回線管理及びサービス活動へ帰属する。

（２）運用費の帰属

電話等の通話の受付及び交換、電報の受付、通信及び配達並びにこれらに関連する業務に必要な費用は、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」へ帰属する。

- ・一般運用・オペレータ

番号案内オペレーションに関わる費用であり、設備への帰属の明確な営業費・運用費の番号案内へ帰属する。

- ・一般運用・データベース

番号案内データベースに関わる費用であり、設備への帰属の明確な営業費・運用費の番号案内へ帰属する。

- ・一般運用・企画、共通

一般運用に関わる企画及び共通業務の費用であり、設備への帰属の明確な営業費・運用費の番号案内へ帰属する。

- ・電報運用

電報の販売、受付、通信、配達に必要な費用であり、サービス活動へ帰属する。

(3) 施設保全費の帰属

電気通信設備の保全のために必要な費用は、「活動支援」、「主要設備」及び「支援設備」へ帰属する。

- ・一般施設保全・市内線路

加入者回線及び中継回線(同一単位料金区域内に限る。)を収容する線路設備(海底線路を含む。)の保守に必要な費用であり、調査、芯線長比及びケーブル長比により主要設備の端末系伝送路(メタル)、端末系伝送路(光)、端末系伝送路(共通)及び中継線路設備へ帰属する。

- ・一般施設保全・市外線路

中継回線(同一単位料金区域内を除く。)を収容する線路設備(海底線路を含む。)の保守に必要な費用であり、主要設備の市外線路設備へ帰属する。

- ・一般施設保全・土木設備

地中設備の保守に必要な費用であり、主要設備の地中設備へ帰属する。

- ・一般施設保全・公衆電話

公衆電話機及びこれに付随する設備の保守に必要な費用であり、主要設備の公衆電話設備へ帰属する。

- ・一般施設保全・端末系交換設備

端末系交換設備の保守に必要な費用であり、調査により I P 系設備の保守に関わる費用とそれ以外の費用に区分し、前者は主要設備の音声利用 I P 通信網設備、後者は端末系交換設備(音声)へ帰属する。

- ・一般施設保全・主配線盤

主配線盤の保守に必要な費用であり、芯線数比により主要設備の主配線盤(MD F)と主配線盤(F T M)へ帰属する。

- ・一般施設保全・主配線盤～端末系交換設備伝送路

主配線盤～端末系交換設備伝送路の保守に必要な費用であり、主要設備の主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路へ帰属する。

- ・一般施設保全・中継系交換設備
 中継系交換設備の保守に必要な費用であり、主要設備の中継系交換設備（音声）へ帰属する。
- ・一般施設保全・呼関連データベース
 呼関連データベースの保守に必要な費用であり、主要設備のサービス制御設備へ帰属する。
- ・一般施設保全・信号網設備
 信号網設備の保守に必要な費用であり、主要設備の信号網設備へ帰属する。
- ・一般施設保全・番号案内設備
 番号案内設備の保守に必要な費用であり、主要設備の番号案内設備（交換機）へ帰属する。
- ・一般施設保全・電報機械
 電報機械の保守に必要な費用であり、主要設備の機械設備へ帰属する。
- ・一般施設保全・無線機械
 無線設備の保守に必要な費用であり、主要設備の無線機械設備へ帰属する。
- ・一般施設保全・専用加入者線装置モジュール
 専用加入者線装置モジュールの保守に必要な費用であり、主要設備の専用加入者線装置モジュールへ帰属する。
- ・一般施設保全・専用線ノード装置
 専用線ノード装置の保守に必要な費用であり、主要設備の専用線ノード装置へ帰属する。
- ・一般施設保全・伝送機械（遠隔加入者線多重伝送装置）
 遠隔加入者線多重伝送装置の保守に必要な費用であり、主要設備の遠隔加入者線多重伝送装置へ帰属する。
- ・一般施設保全・伝送機械
 伝送機械設備の保守に必要な費用であり、調査により回線設計・開通に関わる費用、NGNノード設備の保守に関わる費用、IP系設備（NGNノード設備を除く。）の保守に関わる費用及びそれ以外の費用に区分し、回線設計・開通に関わる費用は主要設備の伝送機械設備、NGNノード設備の保守に関わる費用はNGNノード設備、IP系設備（NGNノード設備を除く。）の保守に関わる費用は取得固定資産

価額比により端末系交換設備（データ）と中継系交換設備（データ）、それ以外の費用は伝送機械設備へ帰属する。

- ・一般施設保全・無線専用設備
無線専用設備の保守に必要な費用であり、主要設備の機械設備へ帰属する。
- ・一般施設保全・衛星通信設備
衛星通信設備の保守に必要な費用であり、主要設備の通信衛星設備へ帰属する。
- ・一般施設保全・電力
電力設備の保守に必要な費用であり、支援設備の電力設備へ帰属する。
- ・一般施設保全・ANGELセンタ
ANGELセンタの保守に必要な費用であり、主要設備の番号案内設備（ANGELセンタ）へ帰属する。
- ・一般施設保全・電話番号案内設備
電話番号案内台及びこれに付随する設備の保守に必要な費用であり、主要設備の番号案内設備（案内台）へ帰属する。
- ・一般施設保全・監視設備
総合監視業務に必要な費用であり、支援設備の総合監視へ帰属する。
- ・一般施設保全・試験受付
試験受付業務に必要な費用であり、支援設備の試験受付へ帰属する。
- ・一般施設保全・車両維持
施設保全に関わる車両の維持に必要な費用であり、支援設備の車両維持へ帰属する。
- ・一般施設保全・企画
施設保全の企画業務に必要な費用であり、支援設備の設備企画へ帰属する。
- ・一般施設保全・相互接続
相互接続に関わる業務に必要な費用であり、支援設備の相互接続へ帰属する。
- ・一般施設保全・線路共通
共架料、補償料等の費用であり、支援設備の線路共通へ帰属する。

- ・一般施設保全・保全共通

保全業務に共通に関わる費用であり、調査によりジャンパ工事に関わる費用、交換機等工事に関わる費用及びそれ以外の費用に区分し、支援設備の保全共通へ帰属する。

- ・一般施設保全・保全共通（電気料）

電気通信設備にかかる電気料であり、支援設備の電力設備へ帰属する。

- ・一般施設保全・保全共通（ソフトウェア）

電気通信用ソフトウェアに関する施設保全に必要な費用であり、調査により活動支援の電気通信用ソフトウェアの交換、伝送、線路及びIPへ帰属する。

- ・通信機器施設保全

宅内及び構内設備の保守に必要な費用であり、主要設備の端末設備へ帰属する。

（４）共通費の帰属

支店等における総務等の共通的作業に必要な費用は、「活動支援」及び「全般管理」へ帰属する。

- ・一般共通・建物

建物の維持管理に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の費用については通信用、事務用建物関連へ帰属する。

- ・一般共通・事業企画

事業企画業務に必要な費用であり、全般管理（共通）の事業企画へ帰属する。

- ・一般共通・総務

総務関係の業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（共通）の物件貸付、それ以外の費用については総務へ帰属する。

- ・一般共通・厚生

厚生関係の業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（共通）の物件貸付、それ以外の費用については厚生へ帰属する。

- ・一般共通・人事

人事関係の業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（共通）の物件貸付、それ以外の費用については人事へ帰属する。

- ・一般共通・経理

経理業務に必要な費用であり、全般管理（共通）の経理へ帰属する。

- ・資材・通信機器資材

宅内用物品に関わる資材業務に必要な費用であり、全般管理（共通）のユーザ資材へ帰属する。

- ・資材・通信網資材

通信網用物品に関わる資材業務に必要な費用であり、調査により建設工事に関わる費用と損益工事に関わる費用に区分し、全般管理（共通）の通信網資材へ帰属する。

- ・資材・ユーザサービス購買

宅内用物品に関わる購買業務に必要な費用であり、全般管理（共通）のユーザ資材へ帰属する。

- ・資材・通信網購買

通信網用物品に関わる購買業務に必要な費用であり、調査により建設工事に関わる費用と損益工事に関わる費用に区分し、全般管理（共通）の通信網資材へ帰属する。

- ・資材・共通購買

上記以外の物品に関わる購買業務に必要な費用であり、調査により建設工事に関わる費用と損益工事に関わる費用に区分し、全般管理（共通）の共通資材へ帰属する。

- ・資材・保管

物品の保管に必要な費用であり、調査により建設工事に関わる費用と損益工事に関わる費用に区分し、全般管理（共通）の保管へ帰属する。

- ・資材・荷役

物品の荷役に必要な費用であり、調査により建設工事に関わる費用と損益工事に関わる費用に区分し、全般管理（共通）の荷役へ帰属する。

- ・ 資材・輸配送

物品の輸配送に必要な費用であり、調査により建設工事に関わる費用と損益工事に関わる費用に区分し、全般管理（共通）の輸配送へ帰属する。

- ・ 資材・資材共通

物品の調達、在庫管理、品質検査、各資材共通の業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（共通）の物件貸付、それ以外の費用については資材共通へ帰属する。

- ・ 医療・医療

病院及び健康管理所における医療に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（共通）の物件貸付、それ以外の費用については調査により健康管理と病院医療へ帰属する。

（５）管理費の帰属

本社等管理部門において必要な費用は、「活動支援」及び「全般管理」へ帰属する。

- ・ グループ事業推進

グループ事業の推進に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）のその他管理へ帰属する。

- ・ 不動産企画

不動産企画に関わる業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の費用については通信用、事務用建物関連へ帰属する。

- ・ ネットワーク企画

ネットワーク企画に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の設備企画へ帰属する。

- ・ 営業企画

マーケティング企画、利用推進等に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）のその他管理へ帰属する。

- ・ 顧客サービス企画

顧客サービス及びそのシステムに関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の営業企画へ帰属する。

- ・ 料金企画
料金に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の料金企画へ帰属する。
- ・ 法人営業企画
法人営業に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）のその他管理へ帰属する。
- ・ 公衆電話企画
公衆電話企画に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の公衆電話企画へ帰属する。
- ・ 通信機器企画
通信機器に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）のその他管理へ帰属する。
- ・ 電話帳企画
電話帳に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）のその他管理へ帰属する。
- ・ 情報案内企画
情報案内企画に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の情報案内企画へ帰属する。
- ・ 電報企画
電報企画に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）のその他管理へ帰属する。
- ・ 設備、建設企画
設備・建設の企画等に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の設備企画へ帰属する。
- ・ 電波企画
電波企画に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の電波企画へ帰属する。
- ・ 設備管理
保全企画、災害対策に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の設備企画へ帰属する。

- ・相互接続

相互接続に関わる業務に必要な費用及び東西交付金、ユニバーサルサービス制度に係る負担金、電話リレーサービス負担金であり、調査により接続管理にかかる費用、東西交付金、ユニバーサルサービス制度に係る負担金及び電話リレーサービスに係る負担金、それ以外の費用に区分し、全般管理（管理）の相互接続へ帰属する。

- ・国際・国際標準化活動

国際標準・国際協力活動に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の国際標準化へ帰属する。

- ・国際・国際事業活動

国際活動の国際標準・国際協力活動以外に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）のその他管理へ帰属する。

- ・建物

建物の維持管理に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の費用については通信用、事務用建物関連へ帰属する。

- ・事業企画

事業企画業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の事業企画へ帰属する。

- ・総務

総務関係の業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（管理）の物件貸付、それ以外の費用については総務へ帰属する。

- ・厚生

厚生関係の業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（管理）の物件貸付、それ以外の費用については厚生へ帰属する。

- ・人事

人事関係の業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（管理）の物件貸付、それ以外の費用については人事へ帰属する。

- ・経理

経理関係の業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の経理へ帰属する。

(6) 試験研究費の帰属

研究部門において必要な費用は、「試験研究」へ帰属する。

- ・ユーザ系

ユーザ向けネットワークサービス等に関わるユーザ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究のユーザ系へ帰属する。

- ・インフラ系・アクセス

アクセス網に関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究のアクセスへ帰属する。

- ・インフラ系・ノードシステム

ノードシステムに関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究のノードシステムへ帰属する。

- ・インフラ系・リンクシステム

リンクシステムに関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究のリンクシステムへ帰属する。

- ・インフラ系・無線システム

無線システムに関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究の無線システムへ帰属する。

- ・インフラ系・オペレーションシステム

オペレーションシステムに関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究のオペレーションシステムへ帰属する。

- ・インフラ系・通信網構成

通信網のアーキテクチャ等に関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究の通信網構成へ帰属する。

- ・インフラ系・線路土木

線路土木に関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究の線路土木へ帰属する。

- ・インフラ系・通信用建物

通信用建物に関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究の通信用建物へ帰属する。

- ・ インフラ系・通信用電力装置

通信用電力装置に関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究の通信用電力装置へ帰属する。

- ・ 基礎技術・ユーザ系基礎技術

ユーザ系システム・装置・部品の開発を支える基礎技術に関わる研究開発に必要な費用であり、試験研究のユーザ系基礎技術へ帰属する。

- ・ 基礎技術・インフラ系基礎技術

インフラ系システム・装置・部品の開発を支える基礎技術に関わる研究開発に必要な費用であり、試験研究のインフラ系基礎技術へ帰属する。

- ・ 基礎技術・純粋基礎研究

将来の情報通信を目指し、革新的通信技術の可能性を追求する基礎研究に必要な費用であり、試験研究の純粋基礎技術へ帰属する。

- ・ 宅内

ユーザ側に設置される端末機器等に関わる宅内の試験研究に必要な費用であり、試験研究の宅内へ帰属する。

- ・ 試験研究共通

各試験研究に共通な費用であり、試験研究の試験研究共通へ帰属する。

(7) 通信設備使用料の帰属

他の電気通信事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用は、「活動支援」へ帰属する。

- ・ 網使用料・番号案内

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用に対して支払う網使用料（番号案内利用に限る。）であり、活動支援の網使用料（番号案内）へ帰属する。

- ・ 網使用料・音声伝送、共通

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用に対して支払う網使用料であり、調査により第一種指定電気通信設備に関わる網使用料とそれ以外の網使用料に区分し、前者は活動支援の網使用料（共通）、後者は網使用料（その他）へ帰属する。

- ・ 網使用料・その他

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用に対して支払う網使用料（第

一種指定電気通信設備に関わらないものに限る。)であり、活動支援の網使用料(その他)へ帰属する。

- ・設備使用料・交換設備

他の電気通信事業者が所有する交換設備の利用に対して支払う設備使用料であり、活動支援の設備使用料(交換設備)へ帰属する。

- ・設備使用料・伝送路設備

他の電気通信事業者が所有する伝送路設備の利用に対して支払う設備使用料であり、調査により第一種指定電気通信設備に関わる設備使用料とそれ以外の設備使用料に区分し、前者は活動支援の設備使用料(伝送路設備)、後者は設備使用料(その他の設備)へ帰属する。

- ・設備使用料・電力設備

他の電気通信事業者が所有する電力設備の利用に対して支払う設備使用料であり、活動支援の設備使用料(電力設備)へ帰属する。

- ・設備使用料・その他設備

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用に対して支払う設備使用料(第一種指定電気通信設備に関わらないものに限る。)であり、活動支援の設備使用料(その他の設備)へ帰属する。

- ・網改造料

他の電気通信事業者に支払う網改造料であり、活動支援の網改造料へ帰属する。

(8) 租税公課の帰属

固定資産税等の租税(法人税及び住民税並びに事業税(所得割)を除く。)及び道路占用料等の租税公課は「活動支援」へ帰属する。

- ・印紙税

印紙税法に基づき納付した印紙税であり、活動支援の印紙税へ帰属する。

- ・過怠税

印紙税法に基づき納付した過怠税であり、活動支援のその他租税公課へ帰属する。

- ・登録免許税

登録免許税法に基づき納付した登録免許税であり、活動支援の租税公課へ帰属する。

- ・自動車重量税
自動車重量税法に基づき納付した自動車重量税であり、活動支援の自動車税へ帰属する。
- ・地価税
地価税法に基づき納付した地価税であり、活動支援の建物関連共通へ帰属する。
- ・延滞税
国税通則法第60条の規定により納付した延滞税であり、活動支援のその他租税公課へ帰属する。
- ・加算税
国税通則法第65～68条の規定により納付した加算税であり、活動支援のその他租税公課へ帰属する。
- ・その他の国税
上記以外に納付した国税であり、活動支援の租税公課へ帰属する。
- ・不動産取得税（家屋、土地）
地方税法第73条の2の規定により納付した不動産取得税であり、活動支援の建物関連共通へ帰属する。
- ・自動車税
地方税法第145条の規定により納付した自動車税であり、活動支援の自動車税へ帰属する。
- ・固定資産税（家屋、土地）
地方税法第343条の規定により納付した固定資産税（家屋、土地）であり、そのうち物件貸付に関わるものについては、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外のものについては建物関連共通へ帰属する。
- ・固定資産税（償却資産）
地方税法第343条の規定により納付した固定資産税（償却資産）であり、活動支援の固定資産税へ帰属する。
- ・軽自動車税
地方税法第442条の2の規定により納付した軽自動車税であり、活動支援の自動車税へ帰属する。

- ・ 特別土地保有税

地方税法第585条の規定により納付した特別土地保有税であり、活動支援の租税公課へ帰属する。

- ・ 自動車取得税

地方税法第699条の2の規定により納付した自動車取得税であり、活動支援の自動車税へ帰属する。

- ・ 事業所税

地方税法第701条の32の規定により納付した事業所税であり、活動支援の租税公課へ帰属する。

- ・ 事業税

地方税法第72条の2の規定により納付した事業税であり、調査により資本割と付加価値割に区分し、活動支援の事業税へ帰属する。

- ・ 都市計画税（家屋、土地）

地方税法第702条の規定により納付した都市計画税であり、そのうち物件貸付に関わるものについては、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外のものについては建物関連共通へ帰属する。

- ・ 延滞金

地方税法第15条の3、第65条、第72条の45の2及び327条の規定により納付した延滞金であり、活動支援のその他租税公課へ帰属する。

- ・ 加算金

地方税法の規定により納付した加算金であり、活動支援のその他租税公課へ帰属する。

- ・ その他の地方税

上記以外で納付した地方税であり、活動支援の租税公課へ帰属する。

- ・ 道路占用料

道路法第39条の規定により納付した道路の占用料であり、線路設備、地中設備及び公衆電話設備の占用料とそれ以外の占用料に区分し、前者は活動支援の道路港湾占用料、後者は租税公課へ帰属する。

- ・ 港湾占用料

港湾法第37条4項の規定により納付した港湾の占用料であり、線路設備、地中

設備及び公衆電話設備の占用料とそれ以外の占用料に区分し、前者は活動支援の道路港湾占用料、後者は租税公課へ帰属する。

- ・河川占用料

河川法第32条1項の規定により納付した河川の占用料であり、線路設備、地中設備及び公衆電話設備の占用料とそれ以外の占用料に区分し、前者は活動支援の道路港湾占用料、後者は租税公課へ帰属する。

- ・行政財産使用料

地方自治法等に基づき納付した行政財産の使用料（上記の行政財産使用料を除く。）であり、線路設備、地中設備及び公衆電話設備の使用料とそれ以外の使用料に区分し、前者は活動支援の道路港湾占用料、後者は租税公課へ帰属する。

- ・罰料金

業務に関連した行為等に対して課され納付した罰金、科料、過料及び交通違反金であり、活動支援のその他租税公課へ帰属する。

- ・電波利用料

電波法第103条の2の規定により納付した電波利用料であり、活動支援の電波利用料へ帰属する。

- ・その他の租税公課

上記以外に納付した租税公課であり、活動支援の租税公課へ帰属する。

（9）貸倒損失の帰属

- ・貸倒損失

売掛金等について、その債務者が支払能力を喪失したため回収不能として計上した損失であり、調査により他事業者に関わる貸倒損失とそれ以外の貸倒損失に区分し、前者は設備への帰属の明確な営業費・運用費の貸倒損失、後者はサービス活動へ帰属する。

2. 2. 2 固定資産の活動及び活動支援への帰属

資産及び個々の資産に割当てられた減価償却費、固定資産除却費（以下、2. 9までは単に「資産」という。）については、以下により各活動等へ帰属する。

なお、帰属については財産管理上の最小単位（以下「細分」という。）毎に行っている。

（1）有形固定資産の帰属

電気通信事業の用に供する機械設備で交換設備、搬送設備及び無線設備並びにこれらに附帯する設備、無線の伝送路を構成する設備でアンテナ及びその支持物並びにこれらに附帯する設備、端末設備、ケーブル及びその支持物並びにこれらに附帯する設備、ケーブル等を収容又は保護するために設けられた管路、とう道、マンホール及びハンドホール並びにこれらに附帯する設備等の有形固定資産は、「主要設備」、「支援設備」、「活動支援」へ帰属する。

- ・ 端末設備

電話機等の端末設備の資産であり、主要設備の端末設備へ帰属する。

- ・ 公衆電話機械設備

公衆電話機及びその附帯設備の資産であり、主要設備の公衆電話設備へ帰属する。

- ・ 市内機械設備（主配線盤（MDF））

交換局において加入者回線（メタル）等を収容する主配線盤の資産であり、主要設備の主配線盤（MDF）へ帰属する。

- ・ 市内機械設備（主配線盤（FTM））

交換局において加入者回線（光ファイバ）等を収容する主配線盤の資産であり、主要設備の主配線盤（FTM）へ帰属する。

- ・ 市内機械設備（端末系交換設備）

端末系交換設備の資産であり、主要設備の端末系交換設備（音声）へ帰属する。

- ・ 市内機械設備（音声利用IP通信網設備）

音声利用IP通信網設備の資産であり、主要設備の音声利用IP通信網設備へ帰属する。

- ・ 市内機械設備（メディアゲートウェイ）

メディアゲートウェイの資産であり、調査により主要設備の音声利用IP通信網設備、NGNノード設備へ帰属する。

- ・ 市内機械設備（主配線盤～端末系交換設備伝送路）
主配線盤～端末系交換設備伝送路の資産であり、主要設備の主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路へ帰属する。
- ・ 市内機械設備（試験受付）
試験受付装置の資産であり、支援設備の試験受付へ帰属する。
- ・ 市内機械設備（共用設備）
上記の市内機械設備に共用される資産であり、取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 市外機械設備（中継系交換設備）
中継系交換設備の資産であり、主要設備の中継系交換設備（音声）へ帰属する。
- ・ 市外機械設備（信号網設備）
信号網設備の資産であり、主要設備の信号網設備へ帰属する。
- ・ 市外機械設備（番号案内設備（交換機））
番号案内設備（交換機）の資産であり、主要設備の番号案内設備（交換機）へ帰属する。
- ・ 市外機械設備（サービス制御設備）
サービス制御設備の資産であり、主要設備のサービス制御設備へ帰属する。
- ・ 市外機械設備（共用設備）
上記の市外機械設備に共用される資産であり、取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 電報機械設備
第一種指定電気通信設備に関わらない機械設備の資産であり、主要設備の機械設備へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（伝送機械設備）
伝送機械設備の資産であり、主要設備の伝送機械設備へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（データ伝送設備）
データ伝送設備の資産であり、主要設備の端末系交換設備（データ）と中継系交換設備（データ）へ帰属する。

- ・ 伝送機械設備（データ伝送設備（共用設備））
上記のデータ伝送設備に共用される資産であり、取得固定資産価額比により主要設備の端末系交換設備（データ）と中継系交換設備（データ）へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（NGNノード設備）
NGNノード設備の資産であり、主要設備のNGNノード設備へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（専用加入者線装置モジュール）
専用加入者線装置モジュールの資産であり、主要設備の専用加入者線装置モジュールへ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（専用線ノード装置）
専用線ノード装置の資産であり、主要設備の専用線ノード装置へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（回線終端装置）
回線終端装置の資産であり、主要設備の伝送機械設備へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（ATM装置）
ATM装置の資産であり、取得固定資産価額比により主要設備の専用加入者線装置モジュールと専用線ノード装置へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（遠隔加入者線多重伝送装置）
遠隔加入者線多重伝送装置の資産であり、主要設備の遠隔加入者線多重伝送装置へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（共用設備）
上記の伝送機械設備に共用される資産であり、取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 無線機械設備（無線機械設備）
無線機械設備の資産であり、主要設備の無線機械設備へ帰属する。
- ・ 無線機械設備（機械設備）
第一種指定電気通信設備に関わらない機械設備の資産であり、主要設備の機械設備へ帰属する。
- ・ 無線機械設備（通信衛星設備）
通信衛星設備の資産であり、主要設備の通信衛星設備へ帰属する。

- ・ 電力設備
発電装置等の電力設備の資産であり、支援設備の電力設備へ帰属する。
- ・ 電話番号案内設備（番号案内用データベース設備）
番号案内用データベース設備の資産であり、主要設備の番号案内設備（ANGELセンタ）へ帰属する。
- ・ 電話番号案内設備（案内台）
番号案内を扱う案内台の資産であり、主要設備の番号案内設備（案内台）へ帰属する。
- ・ 電話番号案内設備（共用設備）
上記の電話番号案内設備に共用される資産であり、取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 監視設備
電気通信設備の総合監視を行う設備の資産であり、支援設備の総合監視へ帰属する。
- ・ 市内線路設備（メタル）
加入者側終端装置～主配線盤の間に設置するメタル線路設備の資産であり、主要設備の端末系伝送路（メタル）へ帰属する。
- ・ 市内線路設備（光）
加入者側終端装置～主配線盤の間に設置する光ファイバ線路設備の資産であり、主要設備の端末系伝送路（光）へ帰属する。
- ・ 市内線路設備（共通）
加入者側終端装置～主配線盤の間に設置する電柱等の資産であり、主要設備の端末系伝送路（共通）へ帰属する。
- ・ 中継線路設備
交換局間（同一単位料金区域内に限る。）に設置する線路設備の資産であり、主要設備の中継線路設備へ帰属する。
- ・ 市外線路設備
市外線路設備の資産であり、主要設備の市外線路設備へ帰属する。

- ・ 地中設備

地中設備の資産であり、主要設備の地中設備へ帰属する。

- ・ 建物（通信用）

電気通信設備を設置している支店等の建物及び構築物の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については通信用、事務用建物関連へ帰属する。

- ・ 建物（事務用）

スタッフ組織が入居している本社ビル等の建物及び構築物の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については通信用、事務用建物関連へ帰属する。

- ・ 建物（訓練用）

研修センタの建物及び構築物の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については訓練用建物関連へ帰属する。

- ・ 建物（医療用）

医療機関の建物及び構築物の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については医療用建物関連へ帰属する。

- ・ 建物（資材用）

資材センタ及び資材倉庫の建物及び構築物の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については資材用建物関連へ帰属する。

- ・ 建物（厚生用）

社宅及び保養所等の建物及び構築物の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については厚生用建物関連へ帰属する。

- ・ 建物（研究用）

研究に関わる建物及び構築物の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については研究用建物関連へ帰属する。

- ・ 架台
二重床の資産であり、支援設備の架台設備へ帰属する。
- ・ 機械及び装置
機械式駐車設備等の機械及び装置の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については器具備品へ帰属する。
- ・ 車両運搬具類
車両及び牽引等を行う運搬具の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については支援設備の車両維持へ帰属する。
- ・ 器具及び備品
事務機器等の器具及び備品の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産に区分し、器具備品へ帰属する。
- ・ 訓練用機械及び装置
訓練用の機械、装置の資産であり、活動支援の訓練用機械及び装置へ帰属する。
- ・ 土地（通信用）
電気通信設備を設置している支店等に関わる土地資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については通信用、事務用建物関連へ帰属する。
- ・ 土地（事務用）
スタッフ組織が入居している本社ビル等に関わる土地資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については通信用、事務用建物関連へ帰属する。
- ・ 土地（訓練用）
研修センタに関わる土地資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については訓練用建物関連へ帰属する。

- ・土地（医療用）

医療機関に関わる土地資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については医療用建物関連へ帰属する。

- ・土地（資材用）

資材センタ及び資材倉庫に関わる土地資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については資材用建物関連へ帰属する。

- ・土地（厚生用）

社宅及び保養所等に関わる土地資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については厚生用建物関連へ帰属する。

- ・土地（研究用）

研究に関わる土地資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については研究用建物関連へ帰属する。

- ・リース資産

新リース会計基準に基づく建物、機械及び装置、器具及び備品、車両運搬具類及び機械設備（電力設備等）の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の建物については、調査により活動支援の対応する活動区分、それ以外の資産については、活動支援の器具備品、支援設備の車両維持及び電力設備へ帰属する。

- ・建設仮勘定

建設仮勘定であり、活動支援の建設仮勘定へ帰属する。

（２）無形固定資産の帰属

ソフトウェア、施設利用権等の無形固定資産は、「主要設備」及び「活動支援」へ帰属する。

- ・電気通信用ソフトウェア（交換）

交換設備に関わるソフトウェアの資産であり、活動支援の電気通信用ソフトウェア（交換）へ帰属する。

- ・電気通信用ソフトウェア（伝送）
伝送設備に関わるソフトウェアの資産であり、活動支援の電気通信用ソフトウェア（伝送）へ帰属する。
- ・電気通信用ソフトウェア（線路）
線路設備に関わるソフトウェアの資産であり、活動支援の電気通信用ソフトウェア（線路）へ帰属する。
- ・電気通信用ソフトウェア（I P）
I P系設備に関わるソフトウェアの資産であり、活動支援の電気通信用ソフトウェア（I P）へ帰属する。
- ・社内システム用ソフトウェア
社内システムに関わるソフトウェアの資産であり、活動支援の社内システム用ソフトウェアへ帰属する。
- ・無形固定資産
上記以外の機械設備等に関わるソフトウェアの資産であり、活動支援の無形固定資産（機械関連）へ帰属する。
- ・リース資産
新リース会計基準に基づく社内システム用ソフトウェアの資産であり、活動支援の社内システム用ソフトウェアへ帰属する。
- ・施設利用権
橋梁添架権、共同溝利用権、ずい道利用権、道路利用権の資産であり、主要設備の地中設備へ帰属する。
- ・無形固定資産（その他）
橋梁添架権、共同溝利用権、ずい道利用権、道路利用権以外の商標権等の資産であり、活動支援の無形固定資産（その他）へ帰属する。

2. 3 活動支援の活動への帰属

活動支援に整理された費用及び資産は、接続会計規則別表第二様式第4の注に定める基準に則り、「主要設備」、「支援設備」、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」、「試験研究」、「全般管理」、「サービス活動」の各活動区分へ帰属する。

これを図示すると図2. 3のとおりである。

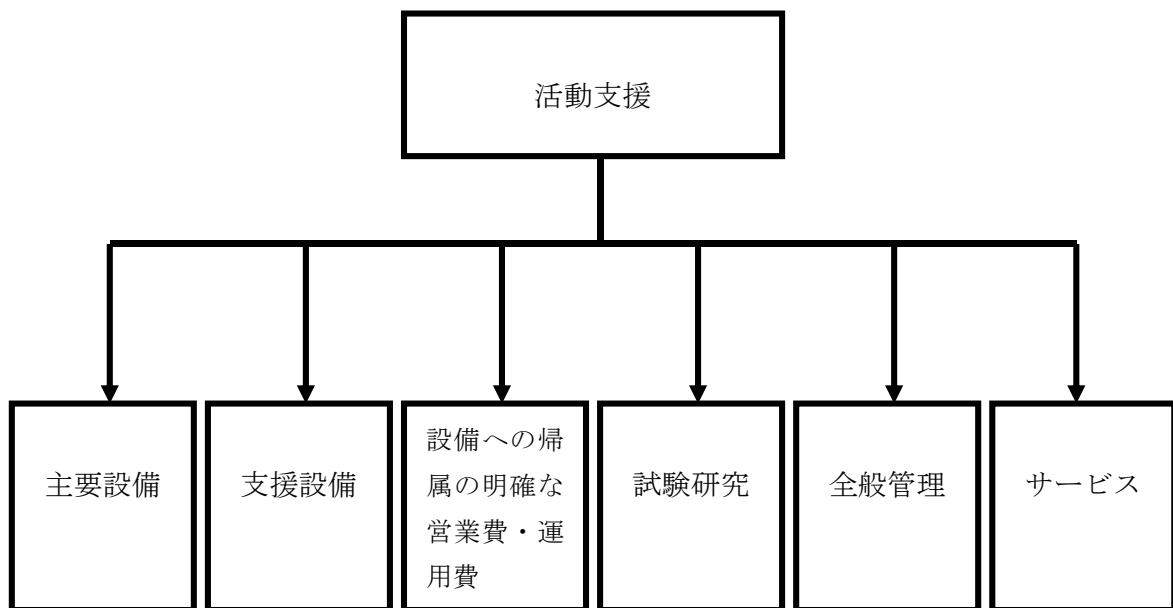


図2. 3

・建物関連共通

占有面積比により通信用、事務用建物関連、訓練用建物関連、医療用建物関連、資材用建物関連、厚生用建物関連及び研究用建物関連へ帰属する。

・通信用、事務用建物関連

占有面積比により主要設備と支援設備へ帰属する。

なお、事務室分は稼働人員数比により各活動へ、また、無線機械設備と機械設備

が同一の架枳に混載されているなどにより占有面積の把握が困難な主要設備の活動へは、対象となる活動区分の取得固定資産価額比により帰属する。

- ・ 訓練用建物関連

全般管理（共通・管理）の研修へ帰属する。

- ・ 医療用建物関連

全般管理（共通・管理）の病院医療へ帰属する。

- ・ 資材用建物関連

全般管理（共通・管理）の資材共通へ帰属する。

- ・ 厚生用建物関連

全般管理（共通・管理）の厚生へ帰属する。

- ・ 研究用建物関連

稼働人員数比により試験研究の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 器具備品

使用部門調査に基づき営業、運用、設備、共通、管理及び研究に区分した後、直接または稼働人員数比により営業分は設備への帰属の明確な営業費・運用費とサービス活動、運用分は設備への帰属の明確な営業費・運用費とサービス活動、設備分は主要設備と支援設備、共通分は全般管理（共通）、管理分は全般管理（管理）、研究分は試験研究の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 訓練用機械及び装置

取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 電気通信用ソフトウェア（交換）

調査により端末系交換設備、中継系交換設備、その他の交換設備及び共用設備に区分し、直接または取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 電気通信用ソフトウェア（伝送）

調査により専用設備、共用設備に区分し、取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 電気通信用ソフトウェア（線路）

取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・電気通信用ソフトウェア（ＩＰ）
調査により音声利用ＩＰ通信網設備、データ設備、ＮＧＮノード設備に区分し、直接または取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・社内システム用ソフトウェア
直接または支出額比により全ての活動の対応する活動区分へ帰属する。
- ・無形固定資産（機械関連）
取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・無形固定資産（その他）
取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・固定資産税
正味固定資産額比により全ての活動の対応する活動区分へ帰属する。
- ・事業税
正味固定資産額比及び支出額比により対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。
- ・印紙税
支出額比により対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。
- ・自動車税
支援設備の車両維持へ帰属する。
- ・道路港湾占用料
線路設備分は電柱本数比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。地中設備分、公衆電話設備分は各々主要設備の地中設備、公衆電話設備へ帰属する。
- ・電波利用料
主要設備の無線機械設備へ帰属する。
- ・租税公課
全般管理（管理）の総務へ帰属する。
- ・その他租税公課
サービス活動へ帰属する。

- ・ 網使用料（番号案内）
主要設備の番号案内設備（ANGELセンタ）へ帰属する。
- ・ 網使用料（共通）
調査により主要設備の対応する活動区分とサービス活動へ帰属する。
- ・ 網使用料（その他）
サービス活動へ帰属する。
- ・ 設備使用料（交換設備）
取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 設備使用料（伝送路設備）
取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 設備使用料（電力設備）
支援設備の電力設備へ帰属する。
- ・ 設備使用料（その他の設備）
サービス活動へ帰属する。
- ・ 網改造料
取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 建設仮勘定
正味固定資産額比により主要設備と支援設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 物件貸付関連
サービス活動へ帰属する。

2. 4 支援設備の活動への帰属

支援設備に整理された費用及び資産は、接続会計規則別表第二様式第4の注に定める基準に則り、「主要設備」の活動区分へ帰属する。

これを図示すると図2. 4のとおりである。

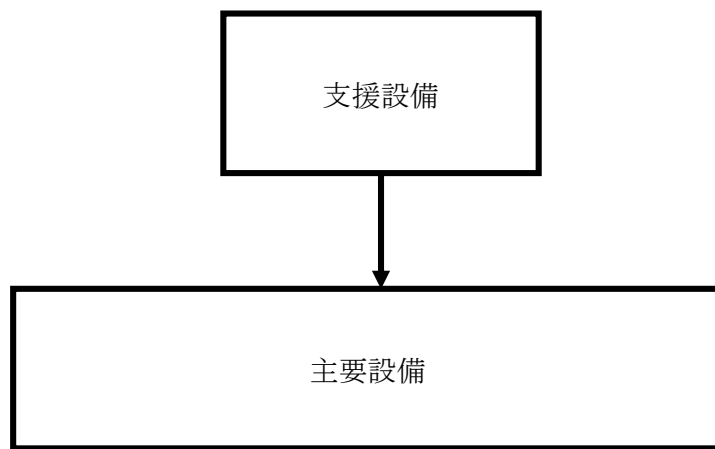


図2. 4

- ・ 総合監視

監視対応件数比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 試験受付

受付件数比により話中調べ、端末機器設定業務及び故障受付に区分した後、直接または故障件数比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 設備企画

支出額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 保全共通

直接または支出額比、取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 線路共通

電柱本数比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 車両維持

支出額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 架台設備

占有面積比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

なお、無線機械設備と機械設備が同一の架枠に混載されているなどにより占有面積の把握が困難な主要設備の活動へは、対象となる活動区分の取得固定資産価額比により帰属する。

- ・ 電力設備

仕様電力値比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 相互接続

取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

2. 5 試験研究の活動への帰属

試験研究に整理された費用及び資産は、接続会計規則別表第二様式第4の注に定める基準に則り、「主要設備」及び「サービス活動」のそれぞれの活動区分へ帰属する。

これを図示すると図2. 5のとおりである。

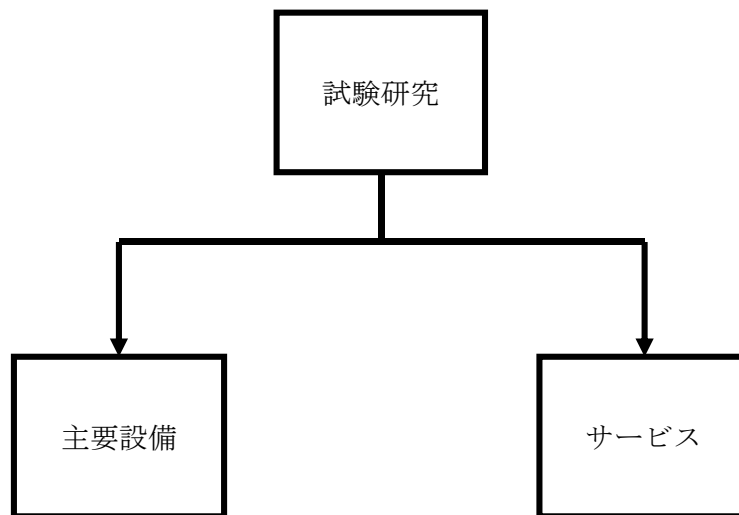


図2. 5

- 試験研究共通

支出額比によりアクセス、ノードシステム、リンクシステム、オペレーションシステム、線路土木、通信網構成、通信用建物、通信用電力装置、ユーザ系、宅内、インフラ系基礎技術、ユーザ系基礎技術及び純粋基礎技術へ帰属する。

- アクセス

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ノードシステム

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・リンクシステム

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・無線システム

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・オペレーションシステム

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・線路土木

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・通信網構成

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・通信用建物

占有面積比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

なお、無線機械設備と機械設備が同一の架枓に混載されているなどにより占有面積の把握が困難な主要設備の活動へは、対象となる活動区分の取得固定資産価額比により帰属する。

- ・通信用電力装置

仕様電力値比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ユーザ系

サービス活動へ帰属する。

- ・宅内

主要設備の端末設備へ帰属する。

- ・インフラ系基礎技術

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ユーザ系基礎技術

サービス活動へ帰属する。

- ・純粋基礎技術

サービス活動へ帰属する。

2. 6 全般管理（共通）の活動への帰属

全般管理（共通）に整理された費用及び資産は、接続会計規則別表第二様式第4の注に定める基準に則り、「主要設備」、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」、「サービス活動」のそれぞれの活動区分へ帰属する。

これを図示すると図2. 6のとおりである。

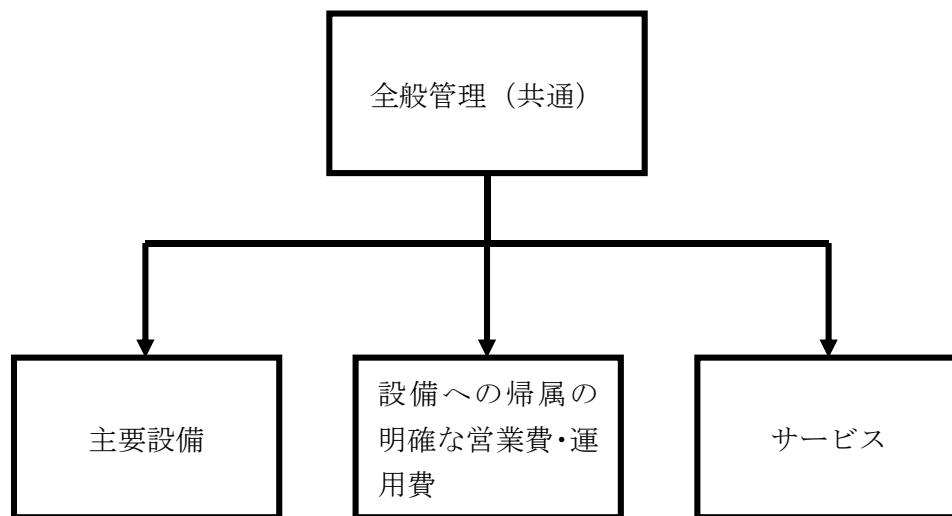


図2. 6

- ・ 保管

保管面積比によりユーザ資材、通信網資材及び共通資材へ帰属する。

- ・ 荷役

出庫数比によりユーザ資材、通信網資材及び共通資材へ帰属する。

- ・ 輸配送

配送重量比によりユーザ資材、通信網資材及び共通資材へ帰属する。

- ・ ユーザ資材

主要設備の端末設備へ帰属する。

- ・通信網資材

当年度取得固定資産価額比または支出額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・共通資材

当年度取得固定資産価額比または支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・資材共通

当年度取得固定資産価額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・総務

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・厚生

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・人事

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・事業企画

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・経理

部門別の仕訳レコード数比により営業、運用（電報）、設備及び共通に区分した後、支出額比により営業分は設備への帰属の明確な営業費・運用費とサービス活動、運用（電報）分はサービス活動、設備分は主要設備、共通分は主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・物件貸付

サービス活動へ帰属する。

- ・その他共通

サービス活動へ帰属する。

- ・健康管理

社員等の病院医療利用分を支出額比により病院医療として区分した後、健康管理は稼働人員数比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

なお、本処理は全般管理（管理）の帰属後に行う。

- ・病院医療

社員の健康管理利用分を支出額比により健康管理として区分した後、病院医療はサービス活動へ帰属する。

なお、本処理は全般管理（管理）の帰属後に行う。

- ・研修

稼働人員数比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

なお、本処理は全般管理（管理）の帰属後に行う。

2. 7 全般管理（管理）の活動への帰属

全般管理（管理）に整理された費用及び資産は、接続会計規則別表第二様式第4の注に定める基準に則り、「主要設備」、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」、「サービス活動」のそれぞれの活動区分へ帰属する。

これを図示すると図2. 7のとおりである。

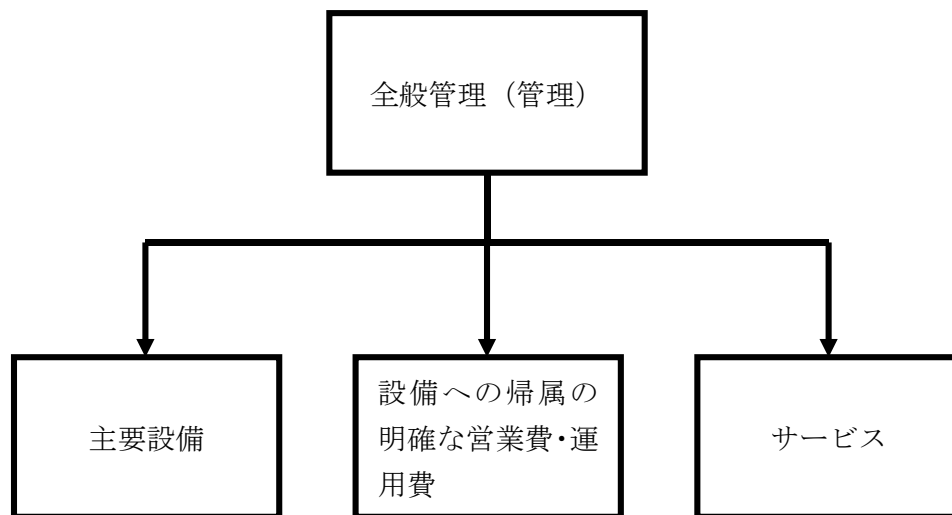


図2. 7

・設備企画

人員配置調査に基づき線路設備担当、ノード設備担当、リンク設備担当、無線設備担当、地中設備担当及び共通担当に区分した後、直接または当年度取得固定資産価額比、取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・電波企画

取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・相互接続

直接または調査、取得固定資産価額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・総務

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・厚生

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・人事

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・事業企画

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・経理

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・営業企画

支出額比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分とサービス活動へ帰属する。

- ・料金企画

支出額比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分とサービス活動へ帰属する。

- ・公衆電話企画

直接または支出額比により主要設備の対応する活動区分とサービス活動へ帰属する。

- ・ 情報案内企画

支出額比により主要設備と設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 国際標準化

支出額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 物件貸付

サービス活動へ帰属する。

- ・ その他管理

サービス活動へ帰属する。

2. 8 主要設備の設備区分への帰属

2. 7までに整理した主要設備について、回線数比等により設備区分へ帰属する。

なお、主要設備における各活動区分の設備は細分別に区分されており、各設備区分への帰属は細分単位で行っている。また、各活動区分に帰属している共通の資産及び費用（減価償却費、固定資産除却費は除く。）は細分毎の取得固定資産価額比により帰属している。

これを図示すると図2. 8のとおりである。

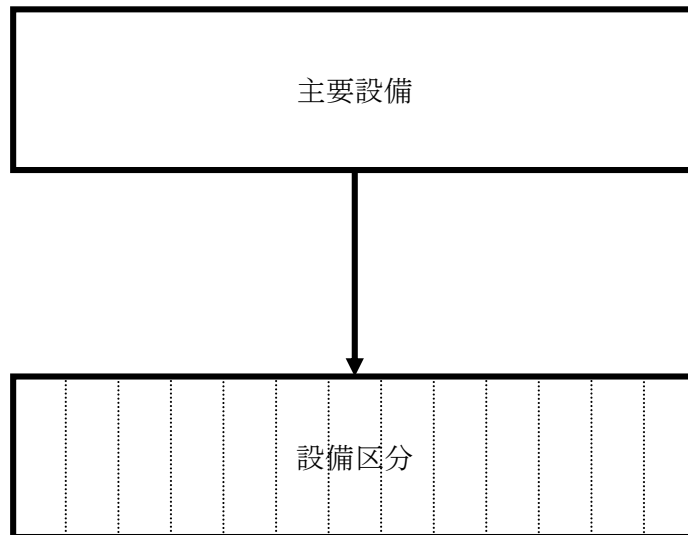


図2. 8

- ・ 端末系伝送路（メタル）

回線数比により端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）と指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・ 端末系伝送路（光）

細分毎に直接または取得固定資産価額比により端末系伝送路（光）、端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系伝送路（光）は芯線数比により端末系伝送路（メタル）、端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）及び指定外電気通信設備へ帰属する。

また、端末系伝送路（メタル）は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・ 端末系伝送路（共通）

細分毎に直接または契約者数比、取得固定資産価額比により端末系伝送路（メタル）、端末系伝送路（光）及び指定外電気通信設備へ帰属する。

また、端末系伝送路（メタル）と端末系伝送路（光）は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・ 主配線盤（MDF）

回線数比により端末系交換設備（音声）、主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）及び指定外電気通信設備へ帰属する。

また、端末系交換設備（音声）は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・ 主配線盤（FTM）

芯線数比または取得固定資産価額比により主配線盤（MDF）、主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線モジュール伝送路、端末系交換設備（音声）、主配線盤（光信号の伝送に係るもの）及び指定外電気通信設備へ帰属する。

また、主配線盤（MDF）、主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路及び端末系交換設備（音声）は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・ 主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路

回線数比により端末系交換設備（音声）、端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）、折返し通信路設定に係るもの、専用加入者線装置モジュール、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

また、端末系交換設備（音声）は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・ 端末系交換設備（音声）

細分毎に直接または回線数比、取得固定資産価額比により主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路、端末系交換設備（音声）、端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）、折返し通信路設定に係るもの、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系交換設備（音声）は取扱量比により端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）と指定外電気通信設備へ帰属する。

また、主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・ 端末系交換設備（データ）

細分毎に直接または回線数比、取得固定資産価額比により、端末系交換設備（主

としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)及び指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・音声利用 I P 通信網設備

音声利用 I P 通信網設備へ帰属する。

- ・ N G N ノード設備

細分毎に直接または回線数比、取得固定資産価額比により一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。)、一般第一種指定中継ルータ、一般第一種指定県間中継ルータ、S I P サーバ、セッションボードコントローラ、E N U M サーバ、I P 電話用 D N S サーバ、ゲートウェイルータ、メディアゲートウェイ、一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。)、網終端装置(I P - V P N サービスに係るもの)、網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの)、收容イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)、中継イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)、ゲートウェイスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)、端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの)、番号案内データベース及び番号案内設備及び指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・遠隔加入者線多重伝送装置

細分毎に直接または回線数比、取得固定資産価額比により遠隔加入者線多重伝送装置、端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)、端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、折返し通信路設定に係るもの、専用加入者線装置モジュール、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、遠隔加入者線多重伝送装置は取扱量比により端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)と指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・伝送機械設備

細分毎に直接または使用ファイバ量比、回線数比、取得固定資産価額比により伝送路、音声利用 I P 通信網設備、端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)、端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務

の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの)、中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)、信号網設備、番号案内データベース及び番号案内設備、折返し通信路設定に係るもの、専用加入者線装置モジュール、専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの、専用線ノード装置、専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)は取扱量比により各々の設備区分と指定外電気通信設備へ帰属する。

また、信号網設備は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

・無線機械設備

細分毎に直接または取得固定資産価額比により端末系伝送路(メタル)、無線機械設備及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、無線機械設備は回線数比により端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、信号網設備、折返し通信路設定に係るもの、専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)は取扱量比により各々の設備区分と指定外電気通信設備へ帰属する。

また、端末系伝送路(メタル)、信号網設備は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

・中継線路設備

使用ファイバ量比、回線数比、取得固定資産価額比により伝送路、音声利用IP通信網設備、端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系

交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）、信号網設備、番号案内データベース及び番号案内設備、折返し通信路設定に係るもの、専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）は取扱量比により各々の設備区分と指定外電気通信設備へ帰属する。

また、信号網設備は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

・市外線路設備

使用ファイバ量比、回線数比、取得固定資産価額比により伝送路、音声利用 I P 通信網設備、端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）、信号網設備、番号案内データベース及び番号案内設備、折返し通信路設定に係るもの、専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）は取扱量比により各々の設備区分と指定外電気通信設備へ帰属する。

また、信号網設備は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

・地中設備

管路ケーブル長比、契約者数比により端末系伝送路（メタル）、端末系伝送路（光）及び地中設備へ帰属する。

さらに、地中設備は使用ファイバ量比、回線数比により伝送路、音声利用 I P 通信網設備、端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及

び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの)、専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路、番号案内データベース及び番号案内設備、信号網設備、折返し通信路設定に係るもの、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)は取扱量比により各々の設備区分と指定外電気通信設備へ帰属する。

また、端末系伝送路(メタル)、端末系伝送路(光)及び信号網設備は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・通信衛星設備

回線数比により端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)は取扱量比により端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)と指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・中継系交換設備(音声)

取扱量比により中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)と指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・中継系交換設備(データ)

細分毎に直接または回線数比、取得固定資産価額比により、中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)及び指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・信号網設備

取扱量比により信号網設備、番号案内データベース及び番号案内設備及び指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・番号案内設備(交換機)

番号案内データベース及び番号案内設備へ帰属する。

- ・番号案内設備(ANGELセンタ)

番号案内データベース及び番号案内設備へ帰属する。

- ・番号案内設備（案内台）

番号案内データベース及び番号案内設備へ帰属する。

- ・サービス制御設備

指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・専用加入者線装置モジュール

細分毎に直接または回線数比により、信号網設備、専用加入者線装置モジュール及び指定外電気通信設備へ帰属する。

また、信号網設備は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・専用線ノード装置

細分毎に直接または回線数比、取得固定資産価額比により、信号網設備、専用線ノード装置及び指定外電気通信設備へ帰属する。

また、信号網設備は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・公衆電話設備

公衆電話設備へ帰属する。

- ・ユニバーサルサービス制度に係る負担金

ユニバーサルサービス制度に係る負担金へ帰属する。

- ・東西交付金

東西交付金へ帰属する。

- ・端末設備

指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・機械設備

指定外電気通信設備へ帰属する。

2. 9 設備への帰属の明確な営業費・運用費の設備区分への帰属

2. 8 までに整理された設備区分に設備への帰属の明確な営業費・運用費を帰属する。

これを図示すると図 2. 9 のとおりである。

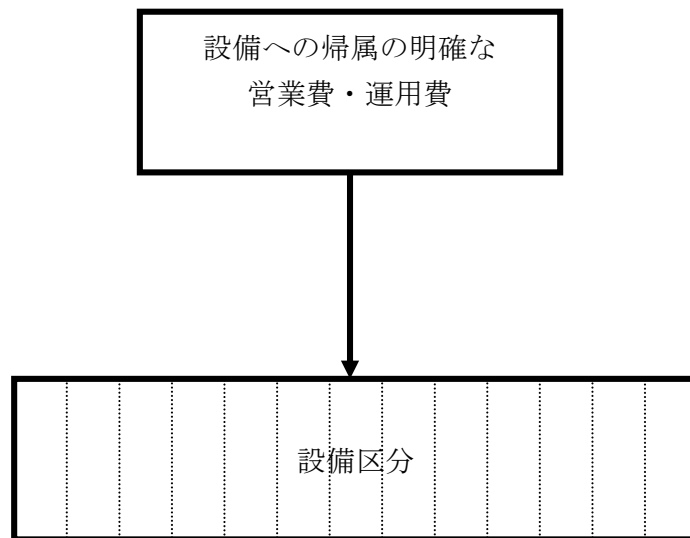


図 2. 9

- ・ 回線データベース管理
端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）へ帰属する。
- ・ 専用線回線管理
専用加入者線装置モジュールへ帰属する。
- ・ 番号案内
番号案内データベース及び番号案内設備へ帰属する。
- ・ 貸倒損失
貸倒損失へ帰属する。

2. 10 光信号中継伝送機能の再計算

光信号中継伝送機能を含む設備区分を対象とし、光信号中継伝送機能の再計算を行う。

第一種指定設備管理部門に整理された費用、固定資産のうち光信号中継伝送機能を含む一般第一種指定設備伝送路、一般第一種指定設備音声利用 I P 通信網設備、端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）、信号網設備、番号案内データベース及び番号案内設備、折返し通信路設定に係るもの、専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路について再計算を行う。

（1）費用の帰属

- ・営業費

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・運用費

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・施設保全費

線路設備の保守に直接係るものについては、ケーブル長比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

線路設備以外の設備に係るものについては、直接または取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

上記に関連した企画・共通的な費用は、上記支出額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・共通費

施設保全費支出額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・管理費

施設保全費・共通費支出額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・試験研究費

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・通信設備使用料

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・租税公課

正味固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・減価償却費

機械設備～土木設備に係るものについては、個別把握し直接、光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

上記以外のものについては、正味固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・固定資産除却費

機械設備～土木設備に係るものについては、個別把握し直接、光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

上記以外のものについては、正味固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

(2) 固定資産の帰属

- ・公衆電話機械設備

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・市内機械設備

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・市外機械設備

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・伝送機械設備

個別把握し直接、光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・無線機械設備

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・電力設備

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・電話番号案内設備

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・監視設備

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・空中線設備

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・市内線路設備

光とメタルに特定できる細分は、個別把握し直接、光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

上記以外は、取得固定資産価額比（上記）により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・市外線路設備

光とメタルに特定できる細分は、個別把握し直接、光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

上記以外は、取得固定資産価額比（上記）により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・土木設備

管路ケーブル長比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・海底線設備

光とメタルに特定できる細分は、個別把握し直接、光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

上記以外は、取得固定資産価額比（上記）により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・建物

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・構築物

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・機械及び装置

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・車両及び船舶

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・工具、器具及び備品

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・リース資産

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・土地

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・建設仮勘定

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・無形固定資産

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

2. 1 1 社内取引

第一種指定電気通信設備の利用に関する管理部門と利用部門の取引を他事業者と当社における取引と同一の条件により取引（振替）を行う。

具体的には、事業法第33条第9項の規定に基づく第一種指定電気通信設備の提供に関する認可接続約款等（2023年7月31日認可。以下「約款」という。）に記載された接続料に基づき端末回線伝送機能、公衆電話機能、端末系交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能、中継伝送機能、信号伝送機能、番号案内機能、通信路設定伝送機能、データ伝送機能、ルーティング伝送機能、網同期クロック供給機能、その他の機能毎に回線数、通信回数、通話時間の実績を乗じて算出した使用料を管理部門の収入、利用部門の費用として取引（振替）している。

また、約款に記載がないものは、2. 1 0までに整理した費用及び資産に基づき、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によって整理している。

接続料規則の準用の場合には、以下の計算式を用いて、費用に報酬額を加えた要回収額を算出している。

なお、諸比率については2023年度適用の約款で用いられているものと同率としている。

- ・ 取引額（以下「要回収額」という。）＝費用（2. 1 0までに整理した費用）＋報酬①

①報酬＝他人資本費用②＋自己資本費用③＋利益対応税④

②他人資本費用＝レートベース⑤×他人資本比率⑥×他人資本利子率⑦

⑤レートベース＝対象設備の正味固定資産価額×（1＋投資等比率⑧＋貯蔵品比率⑨）＋運転資本⑩

⑧投資等比率は管理部門の正味固定資産価額に対する投資等（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率

⑨貯蔵品比率は会計規則別表第二に記載された電気通信事業固定資産の額に対する、事業期間中における電気通信設備用品（新品）の月末在庫額の年平均値の額の占める比率

⑩運転資本＝費用（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（機能の提供から当該機能に関わる接続料の収納までの平均的な日数÷365日）

⑥他人資本比率は負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値

⑦他人資本利子率は社債及び借入金（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債の利子相当率を有利子負債及び有利子負債以外の負債の合計に占める比率により加重平均したもの

③自己資本費用＝レートベース⑤×自己資本比率⑪×自己資本利益率⑫

⑪自己資本比率＝１－他人資本比率

⑫自己資本利益率は次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率⑬の過去３年間（リスク（通常の予測を越えて発生し得る危険をいう。以下同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は事業者の電気通信役務に関する料金の算定に用いられた自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値

⑬期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋ β ⑭×（他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

⑭ β は主要企業の自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値

④利益対応税＝（自己資本費用＋（有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率⑮

⑮利益対応税率は法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

２．１２ 収支の整理

接続に関する収支状況を接続会計規則別表第二の接続会計財務諸表様式において明らかにするため、収入及び設備区分を下記の項目に整理する。

（１）管理部門の接続損益

・収入

受取網使用料については、事業者からの端末系ルータ交換機能等、端末回線接続、端末系交換機接続、中継系交換機接続、信号網接続、番号案内接続、接続専用回線、

接続データ伝送回線に関わる収入を整理する。

振替網使用料については、第一種指定設備利用部門からの端末系ルータ交換機能等、加入者回線使用、通信通話使用、番号案内設備使用、専用線使用、データ伝送設備使用に関わる収入を整理する。

- ・費用

第一種指定設備管理部門の設備区分（網改造料を除く。）を整理する。

（２）管理部門の接続関連損益

- ・収入

網改造料収入については、事業者からの網改造料に関わる収入を整理する。

- ・費用

第一種指定設備管理部門の設備区分（網改造料に限る。）を整理する。

（３）利用部門

- ・収入

管理部門以外の収入を整理する。

- ・費用

管理部門以外の費用を整理する。

2. 1 3 配賦フロー

費用項目等にコードを付与し、処理手順にあわせて配賦基準や配賦プロセスを一覧で
きる「配賦フロー」を作成しており、接続会計報告書の公表ホームページ（URL
<http://www.ntt-east.co.jp/info-st>）に掲載している。